

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月2日

【会社名】 新明和工業株式会社

【英訳名】 ShinMaywa Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 五十川 龍之

【本店の所在の場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798 - 56 - 5000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部 法務グループ長 山西 孝 到

【最寄りの連絡場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798 - 56 - 5000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部 法務グループ長 山西 孝 到

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、2020年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 22,050,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 22,050,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円 総額1,380,647,163円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、五十川龍之、石丸寛二、田沼勝之、伊丹 淳、西岡 彰、久米俊樹、苅田祥史、秀島信也及び長井聖子の各氏を選任する。

なお、苅田祥史、秀島信也及び長井聖子の各氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、佐野博一及び木村文彦の各氏を選任する。

なお、木村文彦氏は社外監査役であります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役9名（うち社外取締役3名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、取締役賞与総額89,800,000円（うち社外取締役4,800,000円）を支給することとし、各取締役に対する金額、支給の時期等については取締役会に一任する。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

賞与を含めた取締役報酬の総額を年額520百万円（うち社外取締役分は年額60百万円。ただし、社外取締役には賞与を支給しないものとする。また、使用人兼務取締役に対する使用人部分給与は含まない。）と改定する。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、第5号議案「取締役報酬額改定の件」の承認に基づく取締役報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式を取得するための報酬を支給する。

なお、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分給与は含まない。）とし、各対象取締役に対する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第1号議案	515,334	791	0	99.84	可決
第2号議案					
五十川龍之	514,727	1,398	0	99.72	可決
石丸寛二	514,314	1,811	0	99.64	可決
田沼勝之	514,319	1,806	0	99.65	可決
伊丹 淳	514,324	1,801	0	99.65	可決
西岡 彰	514,448	1,677	0	99.67	可決
久米俊樹	514,476	1,649	0	99.68	可決
苅田祥史	515,101	1,024	0	99.80	可決
秀島信也	515,100	1,025	0	99.80	可決
長井聖子	515,089	1,036	0	99.79	可決
第3号議案					
佐野博一	512,788	3,337	0	99.35	可決
木村文彦	515,361	764	0	99.85	可決
第4号議案	469,117	47,007	0	90.89	可決
第5号議案	514,283	1,757	83	99.64	可決
第6号議案	513,183	2,942	0	99.42	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- (1) 第1号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- (2) 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席かつ当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち賛否の確認ができたものを合計したことにより決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対又は棄権の確認ができていない株主の議決権数は上記「賛成」「反対」「棄権」の議決権数に加算しておりません。